

公共下水道使用料の改定について[改定日：平成21年4月1日実施]

1 改定理由

施設を維持するための経費が年々増加しており、支払利息の軽減に努めることや、事業運営の効率化を図るなど、できる限りの企業努力を行っておりますが、なお収支不足を解消することができないため、料金を改定させていただきます。

2 改定内容

(1) 使用料の改定

一般汚水 平均改定率 8.28% (公衆浴場汚水は据置き)

標準家庭の下水道使用料 (1ヵ月当たり20³m使用、税抜き)

【改定前】2,230円 → 【改定後】2,410円 (+180円、+8.1%)

(2) 料金体系の見直し

受益に応じた体系に見直すとともに、基本使用料を引き下げます。

月の使用量が7³m以下の場合、現行料金よりお安くなります。

●新旧下水道使用料金表 (1ヵ月分)

(新) 料金表		(旧) 料金表	
基本使用料 (水量に関わらず定額)	900円	基本使用料 (0~10 ³ m)	1,090円
+		+	
水量区分	従量使用料 (1 ³ m当たり)	水量区分	従量使用料 (1 ³ m当たり)
1~10	27円	1~10	(基本使用料に含む)
11~30	124円	11~30	114円
31~50	129円	31~50	117円
51~100	135円	51~100	120円
101~200	140円	101~200	124円
201~300	146円	201~300	130円
301~500	154円	301~500	136円
501~1,000	162円	501~1,000	143円
1,001~	171円	1,001~	150円

※上記で算定した金額に消費税等相当額が加算されます。

3 お問い合わせ

金沢市企業局 経営企画課

TEL 076-220-2655